平成２１年（フ）第４１２号
山梨県笛吹市石和町唐柏407番地１　セジュールＴ　Ｂ―203号
債務者　尾内　悦子
１　決定年月日時　平成21年11月20日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４１７号
山梨県甲府市山宮町2170番地３　甲府ハイムＡ―202
債務者　長谷川悦子
１　決定年月日時　平成21年11月20日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７７１４号
大阪府門真市江端町11番１―623号
債務者　舟橋　亜矢
１　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９４８号
大阪市平野区瓜破東２丁目１番16―203号
債務者　三好　保弘
１　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０３６号
大阪府豊中市蛍池東町２丁目10番29号
債務者　大島　俊弘
１　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０５２号
大阪府門真市岸和田４丁目９番10号
債務者　泉井　大喜
１　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０７５号
大阪市浪速区大国１丁目11番７―405号
債務者　榎田　　彰
１　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１５２号
大阪府寝屋川市緑町32番25―101号
債務者　早野　猛憲
１　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１５３号
大阪府寝屋川市緑町32番25―101号
債務者　早野　玉恵
１　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３８９号
大阪市東淀川区小松５丁目３番19号　エトワール小松103号
債務者　平尾　考司
１　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５２５号
大阪府豊中市春日町５丁目５番14号
債務者　ＡＢＣ工務店こと　北澤　真一
１　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５７０号
大阪府吹田市桃山台１丁目２番Ｂ６―305号
債務者　細田　晴美
１　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８０９号
大阪府東大阪市宝持３丁目９番13号　ウェルシーハイム川本203号
債務者　松本出枝こと　金　　出枝
１　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９２０号
大阪府茨木市沢良宜浜２丁目13番21号
債務者　久松　孝弘
１　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０８９号
大阪市都島区毛馬町４丁目10番23号
債務者　西村　　速
１　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０９１号
大阪市都島区毛馬町２丁目11―11―608、住民票上の住所大阪市生野区勝山南１丁目７番20
債務者　西村　祐佳
１　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０９６号
大阪市住之江区新北島１丁目４番11号　サニープレイス住之江404号室
債務者　宮脇　順子
１　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１１３号
大阪府八尾市北久宝寺２丁目１番２―702号
債務者　村尾　伯子
１　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部